

第 1 1 回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日 (水) 9 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

【事務局】 おはようございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから、第 1 1 回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、早朝から、また大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。本日は、崇仁地区における環境改善につきまして、これまでのご審議を踏まえ、まとめ(骨子)として取りまとめてございます。改めてご審議をいただき、委員会としての一定の方向性を確認いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、前回、事務局から説明させていただきました市立浴場、学習施設、保健所分室の在り方と、人権教育・啓発の在り方につきましては、今後の議論のたたき台となります論点整理と方向性を、各委員のご意見も伺い、事務局で作成いたしております。本日はこの論点整理と方向性に基づいてご審議をお願いしたいと考えております。今回につきましても大変多くの議題をご審議いただくことになりまして、大変恐縮でございますが、各委員におかれましてはよろしく願いしたいと思っております。

なお、去る 8 月 2 7 日に中間報告をいただきました自立促進援助金制度に関しましては、奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例案を本市会にお諮りし、昨日の本会議において可決していただきましたので、ご報告させていただきます。奨学金借受者のご理解を得ながら、この条例を適正に執行することが市民理解につながるものと考えておまして、誠に極めて困難な取組となりますが、誠意を持って全力で取り組んでまいりたいと考えております。ご提言ありがとうございました。

それでは、本日の会議の進行につきまして、新川委員長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【新川】 おはようございます。今日も当総点検委員会、第 1 1 回目でありますけれども、ひとつ、しっかりご議論をいただければというふうに考えてございます。およそ

2時間ぐらいを目途にご議論をいただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

お手元、次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。今日はいろんな議事が上がっておりますので、拙速はいけませんけれども、効率よく議論ができればというふうに思っております。

まずは、議事の1つ目、崇仁地区の環境改善についてでございます。これにつきましては、これまで4回にわたりましてご議論をいただいております。事務局からの現状報告、課題整理もいただきました。また、リム副委員長からも都市政策、そういう観点からこの崇仁のまちづくりについてご提言をいただきました。そして、前回論点整理、方向性についてご議論をいただきました。これまでの各委員からのご指摘もいただきまして、今日、お手元、資料1のような形で崇仁地区における環境改善についてのまとめ(骨子)、現時点での私どものまとめでございますが、こういう案を整えさせていただきました。この資料を少しご説明をさせていただき、崇仁地区における環境改善についてご審議をいただければというふうに思います。

まずは、私のほうから少しこの骨子案についてご紹介をさせていただければというふうに思います。お手元の資料1の順番に従ってご説明をさせていただきます。

まず、1番目の意義と役割ということについてでございます。ご承知のとおり、崇仁地区については非常に大規模な改善を必要とする地域であったということもございまして、早い段階から改善に着手をしていたわけでございますけれども、なかなか最後までこの改善が進むということに時間を要してまいりました。もちろん既に南部、北部第一・第二の3地区で事業が完了しております、全体5地区のうちでは一応のところ一定の改善は見られているというふうに考えることはできます。

また、地域のまちづくりの組織の皆さん方と連携、協力をしながら、パートナーシップ型で事業が進んできたということもありまして、それぞれの整備等においては大きな成果があったのではないかとというふうに考えております。

しかし、もう一方では、残された地域の問題を含めて、いろいろな課題を抱えておりますし、こうした事業の遅れということがもたらす様々なマイナスの効果ということも懸念されるところであります。

そこで、2番目の現状と課題ということについて、少し私どもなりのまとめをさせていただきます。お手元2番目のところ、いくつかのポイントがございますが、おおよそそこにありますように、1つは用地買収が難航しているということから、特に北部第四地区で改良住宅の建設ができないという、そういう状況があるということ。それから、改良住宅のみでまちづくりをしようとすると、やはり現在の人口減少、高齢化という大きな流れに対応できず、地域の活力が減退をしていくという事実、そして、もう一方では、そうした改良住宅によるまちづくりだけではなかなか住民の多様な住宅ニーズにも応え切れないということがございます。

しかし、もう一方では、これも議論がございましたように、改良住宅以外の土地利用ということになりますと、国からの補助金を受けているという関係上、これに対する何がしかの対処が必要になってくる。こういう問題も抱えているところでございます。

そこで、次のページ、3、見直しの視点というところをご覧いただければと思います。私どもといたしましては、この崇仁地区の論点といたしまして、そこにありますような7つぐらいのポイントを考える必要があるというふうにこれまで整理ができたのではないかというふうに思っております。

まず1つ目のところでは、やはりなお現在も改善が必要な住宅密集地域があるということ、これをやはり早期に改良事業を完了させるということが必要だということ、そのためには、2つ目の丸にありますように、その建設用地を確保していくために、今のところこれまで資料等でご覧いただきましたように、分散、点在をする買収地域、これを何とか集約化をして住宅建設を進める。これが必要だという2つ目のポイントであります。

それから、3つ目の丸のところは、この建設の予定戸数については住民の方々のご意向、そして地域全体等の動向等も勘案をいたしまして、やはり建設予定戸

数等の見直しということが、これは発生をする可能性がございます。そこで一定余剰地が発生をするわけでございますけれども、これにつきましては、やはり現在の地理的な京都駅に近いという特性を生かして、多様な住宅供給、また地域に賑わいをもたらすような、そういうまちのつくり方ということを考えていってはどうかということでございます。

4つ目は、この地域の活力について、やはりこれまでの委員会でも強調をいただきましたように、様々な地域の方々との協力関係の中で、これまで高瀬川の付け替えを典型的に採り上げさせていただきましたが、多くの事業成果を上げてきたわけでございます。そういうものを今後も更に生かし続けていく、そうしたまちづくりの方法。地域の方々と一体となって進めていく。しかもそこに多様な、新しい住民の方々にも入っていただけるような、そんなまちづくりをしていく必要があるというふうに考えております。

5つ目の丸のところでは、この崇仁地区については、ただ単に現在まだ住宅建設が進んでいない地域を何とかするという視点だけではなくて、既に北部の第一・第二地区を含めて改良住宅の建設が終わっている地域、これを一体的に考えて、北部全体でのまちづくりということもこれから考えていく。あるいは、もう少し大きく崇仁地区全体も視野に入れつつ、また、崇仁地区とその周辺の地域、京都駅も含めた周辺の地域も含めた連続性のあるまちづくりということを考えていく必要があるのではないかということでもございました。

6つ目の視点として、先ほど触れました国庫補助金の返還などの問題もございます。ですが、その補助金返還の負担を軽減するというような方法も含めて、しかし、よりよい土地利用を目指して検討をしていく、そういう必要もあるのではないかと考えております。

最後に、今後のまちづくりについては、やはりこれまで既にまちづくり組織の皆さん方をはじめとして様々ご検討いただいで、まちづくりの将来ビジョンを立てていただいでいるところでございます。今後、具体的に北部地区の整備を行政としても進めるに当たりまして、その実際の整備方向等については、その将来ビジョンについて早急に幅広い観点から議論をしていただきたいというふうに

も考えてございます。これまでのご検討を踏まえながら、現状の課題を解決できるような、そういう将来ビジョンというのを、これから更にご議論をいただければという趣旨でもございます。

そこで、今後の在り方、4番目のところをご覧いただければと思います。見直しの視点に従いまして、大きく2つの方向で考えていきたいというふうに思っております。

まず、住宅地区改良事業につきましては、本委員会でも再三指摘をされておりますとおり、早期完了をとということが、これはやはり喫緊の課題というふうに考えています。したがって、引き続きこの改良事業を進めて早期に完了させるということが必要でございます。

しかしながら、既に指摘をしましたように、残念ながら事業用地を今のところは虫食い状に、あるいは点在状態でしか確保できていないということがございます。早急にこの事業用地を集約化をするということが必要でありまして、そのための手法として、例えば、土地区画整理事業の換地手法を活用するなどの手法も今後ぜひ積極的に導入を図られたいというのが、この早期完了に向けての私どもの今後の在り方についての考え方でございます。

大きな2つ目、今後の崇仁のまちづくりについては、前回の委員会でこの崇仁のまちづくりビジョンに関わる部分、それから事業手法に関わる部分、これをきちんと整理をして今後の方向として示してはというご意見をいただきました。そこで、お手元、最後のページにもちょっとかかるところでございますけれども、まず、(2)今後の崇仁のまちづくりについての最初の丸のところでは、やはり将来の京都の中でのこの崇仁地区のまちづくりということ、その立地を生かした将来のまちづくりということをやはり考える、そういう視点が必要だろうという、ビジョンに関わる私どもの気付きをまずは述べさせていただいております。

そして、2つ目には、その中で、この北部地域全体を将来の夢のあるまちづくり、誰もが訪れたい地域、しかし、京都らしい風格を備えた地域といったような、非常にぜいたくな夢ではありますけれども、そうした将来ビジョンを北部地域全体を視野に入れてぜひ検討をいただきたいということで、2つ目の丸のところ、

ビジョンを考えさせていただいております。

以下、手法部分では、まず住宅部分について様々な住宅供給の在り方、改良住宅だけではなくて、定期借地や民間活力の導入等も含めて地区の活力を取り戻せるような住宅供給をとということが具体的な手法の1つでございます。

2つ目には、こういう新しい土地利用をしていくに当たりましては、事業の採算性ということ十分に考慮をして、財政負担の側面、なかなか現在の京都市の財政事情では困難な事業も多かろうかと思いますが、それも踏まえた上でこの土地利用の在り方、採算性等についての検証を行い、進めていっていただきたいということでございます。

さらに、具体的な手法のその次、補助金の返還問題でありますけれども、中長期的にこの地域の問題というのを考えていくときに、やはり京都全体との関わりということを考えれば、国庫補助金に対する返還ということも、これも場合によってはやむを得ない、そういうところもあるのではないかとということであります。したがって、そういう課題はありますけれども、この中長期的な観点からの事業の在り方、土地利用の在り方については積極的に検討をしていただきたいということでございます。

さて、実際にこういう方針で崇仁のまちづくりを進めていくときに、それを担っていく、実際に進めていくに当たりましては、単に行政だけが考えていくということではやはり不十分だろうかというふうに考えています。将来ビジョンにいたしましても、新しい土地利用の検討にいたしましても、これまで積極的に関わってくださっていた市民の皆さん方、地域の、地元のまちづくりの組織の皆さん方、また、様々な専門知識、また行政の立場も含めてパートナーシップ型でこの検討をしていくような、そういう新たな体制も必要なのではないかとということで提案をさせていただいております。

最後に、これら事前の検討につきましては、いたずらに先延ばしをするということではなくて、私どもとしては、これまでの経緯の中で事業がなかなか完了できていないという現実も踏まえつつ、早急かつ着実に、早い段階で一定成果が上げられるような、そういうまちづくりを目指していただきたいということをつけ

加えさせていただいてございます。

以上、簡単に説明しようと思ったんですが、今までの経緯もございまして、少し骨子案を補足する形で説明をさせていただくことになりました。これらの一連の経過につきましてまとめた、これまでのご議論いただいた経過を踏まえてまとめた骨子案の説明でございます。

なお、先ほど来、折に触れ言及をいたしております補助金の返還問題について、実際どういうところが問題になりそうなのか、また、このあたりについて宿題をいただいております。恐縮ですが、事務局のほうからこの部分についてご事情等をご説明いただき、その後、崇仁地区環境改善についてのまとめについてご議論をいただければというふうに思っております。恐縮ですが、事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、次のページに、補助金の返還についてということで資料をつけさせていただきます。前回の委員会で、その補助金の仕組み、あるいは、返還が生じない工夫といったことについて宿題をいただいております。資料をご覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず、住宅地区改良法では、整備できる施設が列記されておまして、その施設を整備する目的で土地を取得する場合は国庫補助金を受けることができるとされております。具体的には、この箱書きしている施設でございまして、改良住宅と地区施設、公共施設、この3点でございます。地区施設につきましても、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業所、その他改良地区に建設される住宅の居住者の共同の福祉または利便のために必要な施設といたしまして保育所、授産所、隣保館及び管理事務所ということで、これ全部で8つございますが、これがすべて法令に限定的に列挙されているものでございます。

また、公共施設につきましても、道路、公園、広場、その他公共の用に供する施設といたしまして、緑地、鉄道、軌道、水道、下水道及び河川という形で、これも9つございますが、限定して列挙されてございます。したがって、これらの施設以外を目的とした土地の取得は補助金の対象外というふうにされておまして、当初に、例えば改良住宅建設用地等の補助対象施設として補助金を得て

取得した土地を，例えば改良住宅の建設戸数が減ったので余剰地になったということで，補助対象以外の目的の用途に変更する場合につきましては国庫補助金の返還が生じるということになります。

前回委員会で返還が生じない工夫というような話がありましたが，この補助金につきましては会計検査院の検査等も受ける必要もございまして，きちんと国土交通省とも協議をしなければなりません，現在のところ，正直言いまして補助金の返還を避けるという工夫はございません。そのような意味からも補助金を返還してもそれ以上の効果が得られるような検討が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

なお，これまでに土地の取得に関しまして受け入れている補助金につきましては，下の段に書かせてもらっておりますが，崇仁北部第三地区で41億円，崇仁北部第四地区で97億円となっております。

以上，簡単ではございますが，説明させていただきました。

【新川】 どうもありがとうございました。

それでは，ただいまご説明いただきました補助金の返還，それから大もとの崇仁地区の環境改善ということにつきまして，各委員，ご意見をいただいてまいりたいというふうに思います。ご質問等，またご意見もあわせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ，安保委員さん。

【安保】 補助金の返還のところなんですけども，この補助対象目的内にあれば，例えば改良住宅の目的で補助を受けて，それを目的内の公共施設に使うというのは，それは大丈夫なんでしょうか。

【事務局】 はい。ここに記載されております施設の用に供するのであれば補助金の返還は生じないという形になります。

【安保】 それと，通常，こういう限定列挙されている場合に，それ以外の場合に備えるために，そのほか特に何か公共の必要があると認めるものとかいうふうな，もうちょっと幅広く解釈できるところが通常はあるんですけど，この条文からはそういうのはないんでしょうか。

【事務局】 例えば、この地区施設というところで、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業所については、住宅地区改良法の法律にそのように書いてございまして、その他利便のために必要な施設という部分は、住宅地区改良法の施行令のところに限定的にこの4施設が記載されているということで、法律と施行令、それぞれに限定的に列挙されているという状況でございます。

【新川】 ありがとうございます。

政令改正をしてもらえばいいわけですね。

【事務局】 そういう部分もでございます。

【新川】 法改正よりは簡単とは言いませんが、法改正よりは意思決定のレベルとしては低いということはあるですね。

どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 同じく補助金の件で、改良住宅がありますね。改良住宅というものについては、施行令か何かで基準というのが決まっているのでしょうか。例えば、浴室とか、広さとか、そういうものについて改良住宅の定められている基準があれば聞かせていただきたいと思います。

【新川】 では、事務局、よろしく願いいたします。

【事務局】 基本的には、改良住宅の建設に当たって標準的な建設、仕様というんでしょうか、そういったものが、これは法律ではないんですが、国土交通省の通達というふうな部分で出されておまして、公営住宅に準拠するような形で定められております。一定の面積、あるいは寝る部屋というのか、今現在は洋室のほうが多いんですけども、居室というんでしょうか、その部分が2つ以上でありますとか、台所をつけなさい、トイレをつけなさい。それから、お風呂については改良住宅、これまではつけてございませんでしたが、お風呂についても現在では設置するようになっております。浴室の場合は、京都市の場合は市立浴場がございましたので、近くに浴場があるということで設置してこなかった部分がございますが、一般的な公営住宅の建設基準から照らし合わせますと、浴室の設置というのも必要というふうに書かれてございます。

【新川】 どうもありがとうございます。

どうぞ，渡部委員。

【渡部】 広さはいかがなんでしょうか。

【事務局】 広さにつきましては，世帯数にもよるんですが，一般的には70㎡くらい。小家族向けという形で，1人の場合はちょっとまた違いますが，2人くらいでお住まいの方の場合ですと，今現在京都市で供給しているのは50㎡くらいという形でございます。

【事務局】 よろしゅうございますか。

どうぞ，細田委員さん。

【細田】 続いて，補助金の件で少しお聞きしたいんですけど，この補助金というのは，国のどこの部署から出てくるんでしょうか。

【事務局】 国土交通省でございます。国土交通省の中で都市局とか住宅局等がございまして，住宅局という局と協議をさせていただいておるとい形になります。

【新川】 細田委員さん。

【細田】 この改良住宅の中に地区施設がございますよね。保育所，授産所，隣保館及び管理事務所なんですけど，隣保館なんかについては，隣保事業というのは厚生労働省かどこかになりますね。隣保館の部分についても，今の国土交通省からそういうものが出てくるのか，隣保事業については厚生労働省のほうできちんとそういうものがいただけるのか，その辺はどうなんでしょう。

【事務局】 これにつきまして，土地の取得につきまして書かせていただいておりますので，改良事業で土地を取得する場合の補助金が受けられる施設として隣保館でありますとか，そういった部分についても補助金が受けられますが，隣保館そのものの建物については厚生労働省でありますとか，保育所にしてもそういった省庁からの補助金を受け入れて建設すると。土地の取得については住宅改良事業で補助金をもらってできますよということです。

【渡部】 土地の利用だけが国土交通省で，ここに書いてある建物が，隣保事業の中での厚生労働省からの補助が出ると，こういうことでいいわけですか。

【事務局】 はい。

【新川】 よろしゅうございますか。

どうぞ、長谷川先生。

【長谷川】 内容的なことによろしいですかね。今後の崇仁、今後の在り方の部分で、(2)の最後のところですけども、京都らしさ、風格、誰もが訪れてみたいということで、京都はよく言われる国際観光文化都市ということで、観光客も年々増えて非常に盛んなんですけども、以前にも申しましたけども、例えば東京とかでしたら、東京駅を出まして、皇居前広場へ行って、日比谷公園と、非常に緑の多いイメージがあると思うんですけども、京都についてはそれが、観光都市でありながら少なからうというふうに思いますので、先ほどの補助金の部分ですね。公園とか緑地については補助金の対象ですので、住宅も当然大事ですけども、そういう方面を重視されたいのかなというふうに思います。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

直接緑地をどうこうというところまでは、私どもはなかなか言い切れないかと思しますので、ただいまのご意見もぜひ今後の検討の中でご参考にさせていただければというところで引き取らせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、リム委員。

【リム】 補助金の返還についてですけども、京都市はこの問題にあまり金縛り状態になれないほうが良いというふうに思うんです。先ほど新川委員長のほうから、政令を改正してもらえればいいでしょうとおっしゃったのが、実は私はすごく的を射ているというふうに感銘を受けまして、つまり、改良事業そのものが、法律なのか、政令を含めて変わらないということを前提にする必要はないと思うんです。例えば、改良住宅の建て替えのときに定期借地権付き分譲住宅ができますが、10年前はそれができなかったんですね。ところが、ちょうど10年前に、しかも京都のツラッティ千本で研究会をしていて、当時まだ建設省と言ったんですけど、そのときに建設省の方が来られて一緒に勉強会をして提言したことが、それはいいことだといってできるようになったという経緯があるんですよ。

それから、今の改良事業法は、その後国でも検討されたんですけど、何を想定しているかという、50年前の木造でできたバラックを想定しているんですけど

れども、それがなくなったらもう改良住宅は廃止すべきかどうかという議論が10年前にあったんですけど、国は、これからはコンクリートの不良住宅がいっぱい出てくる。つまり分譲マンションとかで建て替えできなくなったり、あるいは震災に遭って建て替え、そういったところが今度は実際のコンクリートの改良対象になるかもしれないと、そういったことも含めて制度はどんどん変化していかないといけないというふうに国は考えているんですね。

ですから、私はむしろ積極的な提案として、改良住宅に新しい定借分譲とか、いろんな改良に当たっても、今は改良住宅というのは1種類だけど、また別のカテゴリーをつくってもらって、何々改良住宅、例えばスーパー改良住宅とか、何かそういうカテゴリーを新しくつくってもらって事業がしやすくなればいい。そういう意味で言いますと、今回のこの総点検委員会で提言をいただいて、京都市が国に前向きに法律を柔軟に変えていただくという、国に対してそういう提案をしていって、本来の趣旨に合致しているわけですから、変に補助金を削減なんて言うなという、そういうような国に向けての取組をしていくとか、そういったことがあってもいいのではないかというふうに思います。

それから、もう1つは、長谷川委員がご指摘されたことも、私は非常に重要なポイントだと思っていまして、やはり崇仁という場所は京都駅に隣接していますから、京都の重心に位置すべきなんですね。ところが、まだ京都の重心はもうちょっと北側にあって。

もう1つ、崇仁を将来を見据えた、京都の未来を見据えたまちづくりとして位置付けるのであれば、崇仁だけじゃなくて連続して、東海道線の北が崇仁、南に連続して東九条地区というのがあります。ここも一緒に魅力的なまちにしていくとか、そういう意味で言うと、非常に広大な用地、敷地もありまして、それが未利用のまま終わっている。そういったところは、例えば、最近地元で活動しているらっしゃいます山内さんとかが計画されていますけど、各大学と連携して、例えば1,000人ぐらいそこに留学生を住ませる用地があるんですね。例えば、留学生がたくさん住んでいて、地域と交流して、多文化共生のまちづくり、そういったプロジェクトと崇仁とがいい意味で競い合いながら京都の魅力アップに貢献

すればいいなというふうな希望を描いています。

【新川】 ありがとうございます。

特に補助金の問題につきましては、今、リム副委員長からお話がありましたように、やはりこれからの崇仁でのまちづくりを進めていく中で、改良住宅の制度そのものをよりよく活用できるような、そういう方途、具体的な方向というのを今後将来ビジョンを検討される中で具体化をされていく、そのプロセスでこういう使い方をぜひしていかなければならないというような議論が実際に出てくれば、それは逆に国に対する政策提案ということにもなりますし、制度改革への提案にもつながっていくということになるのではないかと考えております。10年前の経験のお話もございました。ぜひこのあたりは参考にされて、積極的に取り組んでいただければ、可能であれば、今日の骨子のまとめに多少そういう趣旨のことを入れてもいいかなというふうに思うくらいであります。

また、緑に関連して、今回は崇仁地区、特に北部地区を中心に議論してまいりましたので、いささか我々自身の視野が限定されていたかもしれません。京都駅から北部地区も含めて、東海道線を挟んで南北という非常に大きな視野でのまちづくりということもこれから積極的に視野に入れて考えていく。もちろんなかなか大きくなればなるほど議論はしにくいということもあろうかと思えますけれども、将来のまちづくりに向けて、小さな視野で議論をするとやはりそれだけ手掛かりとか、あるいは地域の資源の使い方ということが限定をされてしまうということがございます。このあたり、ぜひ積極的にご議論をいただければというふうに思っておりますし、一言、二言、骨子のまとめに付け加えるのもよいのではないかなというふうに思いながら聞いておりました。

そのほか、何かご意見はございませんでしょうか。

山本委員さん、どうぞ。

【山本】 僕も全く同感でして、この法ができたのがいつなのかという、おそらく20年とか30年前ですか。

【事務局】 昭和35年です。

【山本】 だから、全然今の実態と合っていないんですね。つまり、我々がここで議論し

ているような、その前の崇仁地区の中で述べられて、特に今後の在り方あたり述べられたことと、ある種の理想といたしますか、夢のまちづくりとか、ビジョンとか、そういう我々の持っている現状の認識と、今後こうあるべきだという、ベースになっている法律がこれじゃ全くもう。だって、隣保館なんていう言葉がまだ生きていて、今はコミュニティセンターと言われ、あるいは、将来もっと違う名前のほうがいいんじゃないかみたいな議論が進んでいるところで、この法ではちょっと、今後ものすごく手かせ足かせになるだけだと思っんですね。だから、皆さんおっしゃってられるように、公共施設にしたってもっと豊かなものが中に入るべきだと思いますし、改良住宅の基準だとか、そういうところも含めてもう50年前のスタンダードみたいなところはぜひ考え直していただくように、強く訴えかけていっていただいていいんじゃないかというふうな気がします。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 見直しの視点の3番目、一番初めでございますが、崇仁地区だけの計画だけではなく、京都市に近接した立地を生かして多様な住宅供給や賑わい施設を導入する必要があるという、このところは大変大事なところだと思います。重要なところだと思います。

今後の在り方の2番目の6番目、最後から2つ目ですが、将来ビジョンや新たな土地活用の検討を行うために、市民や地元まちづくりの組織、学識経験者、行政が参画する検討委員会などによってそれぞれ協力して検討することが望ましいという、このところは大変大事なところだと思っんですね。

それから、私も前回、前々回と続けて同じことを申しました、再度ちょっと申しませんが、改良住宅を建て替えるということであれするのに、土地は市有地のところが十分にたくさんあるではないかということをお申しました。つまりバスの車庫とか、非常に広大な市有地がある。それは土地取得をしなくても、土地の高度利用で十分いけるということですね。例えば三哲のバス車庫の上はオフィスビルでございますよね。あれは、もともとの市有地のところに、上にずっとビルを建

設しただけの話で、ビルの建設費用だけで済むということですね。それが、例えば70㎡とどう関係あるのか、建てるほうのところの広さのことについてはわかりませんが、改良住宅の建て替えは急ぐわけでございますよね。前回の議論もありましたようにできるだけ早くということがありましたし、それは土地取得をしなくても、予算の関係なく建設費用をどうするかというだけのことで済むわけですから、これは地区外の、崇仁地区の地区外の市有地をもっと活用するというので、住宅環境のいいところ、あるいは交通の便利なところ、住みやすいところにやはりきちっとした改良住宅を建てて、そして、崇仁地区のまちづくりは、この6番目にありますように、やはり都市計画に基づいて、いいまちづくりというものを全市民的に考えていく必要があるということと、2つの明確な分離をやはりきちっとやらないと、そのこのところの地区の中で建て替えようとかなんとかというものが、どうもこの中に一貫して出てくるような感じがしていますので、私はそれは違うと思うんですね。急ぐわけですから、早くいい住宅を提供してあげることが、私は一番大事な最優先の課題だというふうに思いますので、ぜひひとつ分けて考えていただきたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。

ごもっともなご意見ですが、一方で、改良住宅自体はもともとの住宅地区改良法で特定の地区の改良をするということで進んでおりますので、なかなか地区外というのは難しゅうございます。ただし、住宅供給全体を考えれば、地域の皆さん方それぞれのご希望で様々な住宅供給の仕方というのは当然可能かというふうに考えておりますし、現に地区を離れた方々というのもいらっしゃるというふうには聞いております。このあたり、それぞれの住宅ニーズに合わせた新しい住宅供給の在り方ということについては、今後の北部地区の整備の計画に当たって、渡部委員のご意見も参画をされて、ぜひ積極的にご検討をいただければというふうには思っております。なかなか改良地区以外のところをどうするかというようなどころまではなかなかこの骨子には書きにくいので、少し今のご意見、ご留意をいただくということでおさめさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがですか。どうぞ、細田委員さん。

【細田】 少し違うかもしれませんが、私も今後の在り方については、先ほど渡部委員が言った将来ビジョンのところで私は十分だと思います。ただ、いろんなところへ、住んでいる人たちが違うところで住むということもあるわけですけど、私も田舎から出てきた人間からすれば、やはり両親は田舎に住みたい。どんなに言っても京都には出てきたくないという、この強い思いがありまして、どうしても田舎に住んでしまって、ずっと田舎におるということが。私は一方では、取り残されたこの崇仁の地区でずっと崇仁に、若い人で出られる方は出られると思いますけど、どうしてもここに住みたいという人たちを、外に行って向こうで住んでくださいというところはなかなか難しいところがあるというふうに思いますので、ここに書かれていましたように、本当に地元の方とか、それから学識経験者、行政の方が参加する委員会を立ち上げていただいて、その中で十分論議をしていただいて、早急にまちづくりというものを進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

住み続けたいという方が一方でたくさんいらっしゃるということも当然あるうかというふうに思っています。むしろそういう方々に積極的に今後のまちづくりにも関わっていただいてご検討いただきたい。そういう趣旨で私どももこの骨子案を提案させていただいているというふうにご理解いただければと思います。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【安保】 このまちづくりについては、誰もが訪れてみたいまちをつくりたいということで、当然の前提だと思うんですけども、やっぱり今までの同和地区のまちづくりというのは非常に閉鎖的な、改良住宅が建ち並んで、新しい改良住宅を建てるにしても中に入りにくい形での構造になっていたと思うので、全く発想の転換をぜひしていただきたいということと、この今後の在り方のところで、事業の採算性を十分考えるというのは大切なことだとは思いますが。ただ、補助金の返還問題も絡んで、例えば、補助金を仮に返還しなければいけないことになって、それも乗

り越える採算性を考えるとしたら，収益事業とかいうことになってしまうので，やっぱりまちづくりを視点に置いて，過度の事業の採算性という，利潤の追求とか，そういうところには踏み込まないように，あくまでもこれはまちづくりなんだという視点を大切にさせていただきたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。ご注意いただいたかと思います。

そのほか，よろしゅうございますでしょうか。

それでは，補助金の問題については，委員の方々，ご意見をいただきましたので，今後この辺も参考にされてご検討いただければというふうに思います。崇仁地区の環境改善につきましては，今日皆様方からいろいろご意見をいただきましたが，おおよそ骨子についてはご了解をいただけたということでよろしゅうございますでしょうか。若干，文言表現等で多少いただいたご意見，追加をすべき点，幾つかあろうかと思います。補助金の対象事業の問題や，あるいは今後のまちづくりの方向，そのときの視点の持ち方等々について若干委員の方々から更に充実をさせて，また，少し住宅供給という点でもしっかり検討をというご意見をいただきました。このあたり，多少文言，また整理をさせていただいて，可能なところは骨子の，特に今後の在り方について少し含められるところは含めさせていただくということで，多少変わるということを前提にして，今日のこの骨子案で，まずは今日の時点での，現在の，我々の検討段階としてのまとめとさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは，委員の皆様方からご了解をいただきましたので，崇仁地区における環境改善につきましては，当委員会の方向性を，この骨子の案の形にまとめさせていただくということにしたいと思います。

それでは，この方向に基づいて，京都市としても早速今後，次年度以降ということにはなりましようけれども，準備に取りかかっているということでお考えいただければと思います。この地域の環境改善については，各委員からもございましたように，これまでなかなか進捗をしてこなかったというところもございます。それも含めて，早速京都市におかれましては早急に見直しに向けての準備

に取り組んでいただければというふうに希望をいたしておきます。

それでは、崇仁地区における環境改善につきましては、以上にさせていただきますまして、今日の2つ目の議事でございます。市立の浴場等の地区施設の在り方について議論をお願いしたいと思います。これにつきまして、これまで現状についてのご説明をいただいてまいりました。今日は、事務局のほうからそれぞれの施設ごとに論点整理、方向性について一定の整理をいただいたものが出てございますので、まずは事務局のほうからご説明をいただいて、一つ一つ委員の皆様方のご意見をいただいてまいればというふうに思っております。

そこで、まず、市立浴場の在り方についてご説明をお願いしたいと思います。事務局、よろしく願いをいたします。

【事務局】 それでは、資料の2に従いましてご説明をさせていただきたいと思えます。市立浴場の在り方についての論点整理と方向性でございます。

まず、1つ目、意義と役割というところでございます。市立浴場につきましては、かつて狭小あるいは老朽化、こういった不良住宅が密集していたという劣悪な旧同和地区の環境改善、これを一定改善するという目的で設置をしてきたという、もともと同和地区にありました浴場を市立の浴場ということで設置をしてきたというのが経過でございます。住民の保健衛生、生活環境の改善に大きな役割を果たしてきたということでございます。現在につきましても、その利用者の半数近くが高齢者、障害のある方、こういった方々でありますし、周辺住民の方々も多く利用されているということで、一部の浴場ではございますが、福祉風呂、あるいは高齢者の入浴時間を設ける、こういったことで地域福祉、あるいは地域交流の促進の場としての役割も担っているというふうに言えると思えます。

こういった意義と役割を踏まえながら、現状と課題でございます。一番大きなポイントといたしましては、1つ目の丸でございますが、旧同和地区におきましては、ただいまの改良住宅に浴室がない、大部分の住宅にないということでございます。こういったことから、市立浴場につきましては生活に必要な不可欠な施設であると、これを現時点では押さえておく必要があるというふうに掲げさせていただきます。

その次に、これまでの運営体制、あるいは入浴料金、効率的な運営といった観点に分けて記載をしております。

まず、2つ目の丸になりますけれども、運営につきましては、もともと地元の自治会などが運営をされているところに委託をするということだったんですけれども、運営基盤の安定化、こういったことを目的といたしまして、平成10年に財団法人京都市立浴場運営財団という財団を設立し、そこに運営を委託をしてきたと。18年度におきましては、指定管理者制度を導入するというので、一般公募を実施いたしました。結果的には、浴場運営財団が応募したということで、22年度までの5年間を現在指定管理者として委託をしているというような状況でございます。

入浴料金につきましては、3つ目の丸でございますが、かつては民間入浴料金の7割以内ということをおっしゃって、実態に合わせた低額の料金としておりました。その後、生活実態等の改善を踏まえて、7割の上限といたしますが、7割を目指して料金改定を行ってまいりまして、平成17年度にはこれを到達するというような形になっております。市会での特別措置あるいは優遇措置というものがまだ継続しているのではないかと指摘もその後ございまして、先ほどの18年度の指定管理者制度の導入に合わせまして、この7割上限というのを撤廃するというので、現在も民間との格差解消に向けて取り組んでいるところでございますが、現時点で120円の格差があるということでございます。

一方、地区人口の減少により、入浴者数も同等の割合で減少するというので、こういったことで収入が減ってきております。こういった中、今、委託をしております浴場運営財団におきましては、一般職員が退職をした後には嘱託を採用するというようなこと、あるいは光熱水費の節減など、運営経費の節減に努めているということでございます。ただ、今後も入浴者数全体が減少するということになるかというふうに思いますので、料金格差の計画的な解消、あるいは施設自体がかなり老朽化をしておりますので、そういった対策の課題、こういったことがある中で、更なる合理的な運営方法、あるいはサービスの向上、こういったことについて検討する。一方、将来的に向かって存続の可否も含めた検討が必要で

はないかということで記載をしております。

ページをめくっていただきまして、3つ目でございます。見直しの視点ということで書かさせていただいています。3つあるかというふうに考えておりますが、まず、先ほども申しました、繰り返しになりますけれども、大部分の改良住宅に浴室が設置されていないということで、生活に必要な施設であると。当面存続は必要である。ただ、入浴者数の減少ということがありますので、効率的な運営を一層進めると。あるいは、地域福祉の向上の観点から、市立浴場の特色を生かしたような更なるサービスの向上を検討するべきかなと。それと、入浴料金につきましては、民間入浴料金はスーパー銭湯等を除きましては統一料金となっております。こういったところとの格差を設ける合理的な理由は現時点では見当たらないということで、できる限り早急に解消をするべきであるということで掲げさせていただいております。

これらの視点を受けまして、今後の在り方について3つに分けておりますが、1つ目の将来的な在り方につきましては、当面存続は必要であるが、将来的には改良住宅の浴室設置率の向上など、いわゆるまちづくりの進捗に応じて運営の在り方を見直すべきであるということで記載をしております。

ただし、浴場につきましては、住民の日常生活に最も関わるものでありますので、運営を将来的に見直すに当たっても、住民生活には支障を来さないような十分な配慮が必要かなということでございます。

当面の運営につきましては、今も申しましたような住民生活への影響を配慮しつつ、より一層効率的な運営に向けて検討項目、具体的に4つございますけれども、こういったことについて幅広く検討を進めていくべきであろうかということでございます。

まず 経費の大部分を占めております人件費、それから光熱費につきましても、今後とも更に見直し、工夫をしていくべき。施設、あるいは設備につきましては、計画的な改修においてできる限り既存の施設を効率的に利用していく。こういった視点。それと、指定管理者制度ということで民間活力を導入しているわけですが、更に競争を高めるような公募の工夫をすべきかなと。それから、改

良住宅の浴室設置の状況など、地域の実情に応じまして、適宜施設の統廃合も含めた運営体制を見直すべきかなど。それと、入浴料金につきましては、一定の激変緩和を考慮しつつ、できる限り早急に民間と合わせていくべきだと。それから、最後になりますけれども、特色を生かして高齢者、障害者の方の利用実態を踏まえて、現在行っている福祉風呂等の利用促進、拡充、こういったことで地域福祉の向上という視点からのサービスの充実も図っていくべきだということで書かせていただいております。

説明につきましては、簡単でございますが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局のほうで論点整理をしていただきました。今後の在り方についてもその方向性についてのご整理、現時点でのご整理をいただきました。この市立浴場の件につきましてご意見を賜ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうぞ、細田委員さん、よろしくお願いいたします。

【細田】 1つは、やはり民間の浴場といいますのは、やはり家内、家の皆さんで家内労働というか、そういう形でのことですので、時間的なところでどうかというところがあるんですけど、この市立浴場については、確かに料金等々激変緩和は少し考慮するべきだとは思いますが。基本的にはこの方向でいいと思うんですけど、やっぱりポイントは、前からお願いしていますように、高齢者や障害のある方をどうするかということが1つと、それからもう1つは、生活保護世帯が結構、どれだけおられるかちょっとわかりませんが、その部分の配慮も、激変緩和を含めての配慮もお願いを申し上げたいなと思います。それから、やっぱり地区の浴場というか、全体的に、同和地区だけじゃなくてその周辺のところも含めて全体としてそこに浴場がどれだけあるかということ踏まえながら今後の対応は図っていくべきではないかなというふうに思います。

以上です。

【新川】 ありがとうございました。

特に高齢者の方々，あるいは生活保護の受給者の方々，個別の事情に応じた対応が必要ではないか。それから，全体の需給との関係で言うと，やはり浴場設置自体は法律で距離の制限がございますけれども，もう一方では適正な数になっているかどうか。サービス競争になっている。このあたりの検討が必要かということでした。

そのほかに。リム委員さん，よろしくをお願いします。

【リム】 同和地区の浴場については，市立浴場については，あくまで従来のように改良住宅にお風呂が設置されていないから，その補完機能として，代替機能として市立浴場を使うという前提でいくのか。もっと抜本的に違う魅力ある浴場サービスということにいくのか，性格をはっきりしないとこれはだめだと思います。むしろ改良住宅に，各住戸にお風呂がないからということであれば，残念ながら部落の人口は減少してきた。改良住宅が狭くて出ていかれる方が多かった。それから，最近では建て替えが進んでくると，新しいほうにはお風呂がついてくると。だとすれば，当面は少しコストがかかるかもしれないけれど，今お風呂がないところに全部付けてあげる。あるいは，少し空き家があれば2戸1にしても改修して，みんながお風呂がある住戸にすると。そのほうが私は結果的にはいいと思うんです。そうでない限り，延々とまたこの赤字経営をずっと膨らませていくよりも，むしろ地元の人たちにとってもそのほうがいい。

でも 私はむしろそうではなくて 私は千本の部落のすぐ近くに今住んでいて，いつも前を通るんですけど，非常にいい場所にお風呂があって，各種診療所もあるし，あそこが，例えば限りなく24時間営業近くなっていて，しかも家庭でなかなか高齢者の入浴とかができないおばあちゃんたちも送迎なんかもして，ある時間帯はいろんな，ここにも書いてある福祉サービスができるとか，それから，お風呂だけじゃなくて，最近では皆さんトレーニングジムに行ったりとか，スイミングをしたりとか，あるいは鴨川に歩いていたりしますが，例えば，その帰りに，お風呂に入れて，ちょっとサウナに入れて，私はちょっといろいろリハビリで，週に1回リハビリへ行くと五，六千円かかるんですけど，500円ぐらいで，時間は短いけれどもそこで鍼灸マッサージのサービスが得られるとか，そう

いろいろな合わせ技の魅力的な、日常的にジムに通うような感覚で通えるようなところにしていく経営戦略を立てるとか、その辺の工夫をもっとされる。

そうすると、結局はコミュニティセンターをどうしましょうとか、浴場をどうしましょう、学習施設をどうしましょう、そういう縦割りの話じゃなくて、全部トータルとして地区の魅力アップをどう図るかということが、やっぱり一番必要なことかなというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、中坊先生。

【中坊】 私もリムさんのおっしゃるとおりじゃないかと思うんですね。本当に今のところお風呂がない、改良住宅にお風呂がないからそれとして必要だという消極的な位置付けから、もっと憩いの場所として、市立としてやって、大勢の人が利用してくれるというものを市が持っていて何も悪いことないと思うんですよね。だから、そういう意味において、この市立浴場というものが独自の発展をしていく。その起爆剤になる。今、リムさんがおっしゃったように、いろんな施設を揃えることによって、むしろ先頭として引っ張っていくというぐらいの位置付けをしたほうが私はいいんじゃないか。だから、消極的に残さないといけないということではやっぱりいけないんじゃないかというような気がします。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、安保委員さん。

【安保】 地域のサービスとして、高齢者とか障害のある方の視点に立ってみても、不可欠な施設であるので、そうすると、その視点でも積極的に活用すれば、例えば高齢者の健康状態の把握とか、安否確認とかは、本当にお風呂に来られたときにきちんと確認をして、地域の高齢者施設と連携すれば、きちんと把握をできるわけで、そういう視点でもってこのサービスとかいうのも考えていただきたいというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか。どうぞ、山本委員さん。

【山本】 公衆浴場の在り方みたいなものは、必ずしもこの同和地区の浴場、市立浴場だけの問題じゃなくて、まちなかの浴場も同じような状況に置かれていると思うんですね。つまり、だんだん生活が豊かになって、皆さん自宅にお風呂をつくるような状況になっていって、まちなかの浴場そのものも存立が危ぶまれている状態なので。

一方で、やっぱり浴場、浴室を持っていないお宅というのはいっぱいあるわけですから、だから、日本人のお風呂好きから言っても、お風呂って絶対必要なですよ、毎日でも入る。ちょっとそういう在り方も含めて、特殊なことではないと思うので、特に1ページ目の現状と課題の一番下の行に、将来的な存続の可否も含めたというふうな文言があるんですけども、ちょっと誤解を受けると思うんですね。課題と言えば、例えば改良住宅、ほとんど今お風呂がないという現状認識なので、改良住宅には改良そのものが大きな課題になっている中で、一気にお風呂を増やすことなんかできっこないので、まずそちらのほうの大きな問題点の把握があると、ちょっとこの将来的な存続の可否というのは飛躍し過ぎていて、いきなりここに飛んじゃっていいのかという、いわゆる誤解を与えるおそれもあると思うんですね。この辺をちょっと修正するほうがいいんじゃないかと。もっともっとすごく切実な問題だと思うので。

それから、皆さんおっしゃられているように、ポイントは、僕もやっぱり次のページの3の、地域福祉の向上等を目指したみたいな、そういうビジョンを持って考えていくということがポイントかなというふうに思います。サービスさえ向上すれば、その前にある料金格差というのは、僕はこれとはにかく早く、理由がないですから、解消すると。サービスをきちっとやることでこういうふうになっていけばいいんじゃないかなと思います。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。

どうぞ、渡部委員さん。

【渡部】 私も今リム先生がおっしゃったご意見に賛成です。浴場というのはそもそもというか、コミュニティセンターのような機能を持っているのが浴場だというふう

に思いますので、そして、学習センター、これからまた出てきますけれども、そういうすべてのものの機能を充実して、より高度な、より文化的な施設として活用していただけるような新しい発想が必要だというふうに思います。ここでは出てきませんのですけれども、そのためにワーキンググループみたいな、本当に実際にそういうものを集積してきちっとやっていけばどの程度のものになっていくのかというふうな予算とか採算とか、いろんなことをちょっと具体的に考えて、民営ベースでやっていけるような、そういうことをちょっと検討する委員会みたいなものを具体的につくったらどうかなというふうなことをぜひここに書き添えてほしいなというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、長谷川先生。

【長谷川】 私も個人的に非常に風呂が好きで、サウナにも行ったり、週末には銭湯に行くようにしているんです。今、渡部委員がおっしゃったように、コミュニティ的な側面もありまして、来られている方というのはほとんど内風呂がある方が来られていると思うんですよね。その中で利用者が減少しているということですので、市立浴場云々というよりも全体で考えてもらうほうがよからうというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。おおよそよろしゅうございますでしょうか。

いろいろとご意見をいただきました。現状の認識については、今日論点整理いただいたところでありまして、今後の在り方、またその検討方向については、各委員から少しいろんな方向でのご意見をいただきました。いただいたご意見が一見矛盾するよう見えますけれども、逆に銭湯の在り方、あるいは日々の暮らしを支えるという観点からすると両立するようなアイデアをいただいたのではないかとこのように思っています。このあたりを含めまして、次回、少しまとめをさせていただいてご議論をいただければというふうに思いますが、今日のところはこれくらいにとどめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、学習施設のほうにつきましてご説明をお願いをいたしたいと思えます。事務局、よろしくをお願いをいたします。

【事務局】 それでは、失礼をいたします。お手元にお配りしております資料に沿って、学習施設の在り方の論点整理と方向性についてご説明申し上げたいと思っております。資料3です。

1点目の意義と役割ですけれども、学習施設は同和問題の解決を目指しまして、昭和46年以来順次開設いたしました。旧学習センターが前身であります。学習センターでは、旧同和地区の児童・生徒を対象にいたしまして、学校教員による学習相談事業を中心に展開をいたしました。その結果、子どもたちの高校進学、あるいは進路希望の実現に大きく寄与してきました。また、平成13年度末の法期限切れを見据えた特別施策の見直しの中で、旧同和地区児童・生徒以外の子どもも参加する共同利用、すべての子どもたちを対象とする取組へと段階的に特別施策の見直し、一般施策化を進め、平成14年度には京都市コミュニティセンター条例にその付属施設として明確に位置付け、地域に開かれた教育センターとしての役割を果たしてきました。

2点目の現状と課題であります。平成19年度からは小中学校児童・生徒を対象の学習相談事業を廃止いたしまして、学力向上の取組は学校でやり切るということとともに、すべての子どもたちを対象にして全市的な学力向上の取組を推進する、一般施策化を大きく進めることといたしました。この学習相談事業の廃止に伴いまして、学習施設事業の見直し、精選を図りまして、自学自習の場の提供、図書室の運営などを現在行っておりまして、運営体制面でも正規職員の配置を全廃いたしまして、今年度から全職員の嘱託化を完了しております。

また、学習施設の新たな活用といたしまして、楽只、改進黨習施設に不登校児童・生徒の活動の場を開設いたしまして、また、養正学習施設におきましては、白河総合支援学校職業学科の新専門教科の試行実施を行うなど、より多目的で広域的な活用を図りまして地域開放を進めております。

しかしながら、学習相談事業を廃止いたしました平成19年度以降は、全体的に施設利用が低調でございまして、また、職員の嘱託化は完了いたしましたが、

運営は直営方式でありまして、厳しい財政状況にも関わらず人件費約1億3,000万円、運営費が6,200万円を要している現状でございます。

3点目の、見直しの視点でございますけれども、こうした課題のある中、見直しに当たりましては、本体施設でありますコミュニティセンターを中心とした周辺施設も含めたトータルな在り方や各地域のまちづくりの観点を踏まえ、全市的に活用していく視点から現在の事業の廃止も含め、地域に開かれた教育センターを超えた抜本的な見直しを検討すべきであるというふうに考えております。

めくっていただきまして、今後の在り方であります。

今後の学習施設の在り方といたしましては、まず、学力の定着、向上は学校でやり切りまして、すべての子どもたちの学力の向上の取組を全市的に推進するため、学習施設の本来の使命は終えたというふうに言えると思います。

次に、体験交流事業などの事業につきましては、小中学校での土曜学習、全小学校での放課後まなび教室、更にはみやこ子ども土曜塾での体験学習など、全市の子どもを対象とした多様な事業を展開しておりまして、学習施設独自で実施する必要性はなくなってきております。

最後に、施設についてでありますけれども、図書室等の規模、内容の相違など、施設ごとの特性やコミュニティセンターと合築されているか、単独施設かなどの条件を踏まえまして既に取り組んでおります、不登校児童・生徒の活動の場などの事業をはじめとする活用方策につきまして、教育分野に限らず、多様な市民ニーズに応じて検討すべきであるというふうに考えております。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま学習施設の在り方につきまして、事務局として論点整理、現状、課題、そして今後どういう観点で見直していったらいいのか、その方向性について事務局としてのお考えをいただきました。委員の皆様方からもご質問、あるいはご意見賜ってまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

それじゃ、すみません、長谷川先生から。

【長谷川】 ちょっと質問になるんですけども、嘱託職員の方が47人いらっしゃるということですけども、具体的に何をされているんですかね。いわゆるそこで施設に来られた方に勉強を教えているのか、どういうことをされているんですか。

【新川】 じゃ、すみません、事務局、ひとつよろしく願いいたします。

【事務局】 1つは、施設の管理でございます。当然開け閉めから、当然常駐する必要があると思いますので、緊急時の対応がございますし、あるいは清掃、業者委託としておりますけども、そういったものの対応であるとか、あるいは図書室も運営しておりますので、図書室のほうにいていただく職員であるとか、あるいは、当然各種の体験事業も企画いたしておりますので、そういったものの企画運営とか、そういったもの、実際の運営について職員のほうはやっておるところでございます。

【長谷川】 実際に指導しているとか、そういうことじゃないんですね。

【事務局】 例えば図書室等で、図書室の中に自習室なんかもある部分もございますので、教員のOBの者がおりますので、あるいは非常勤講師もおるんですけども、そういった者が学習面の補助的な、そういったものに携わるということはございます。

【新川】 よろしゅうございますでしょうか。

じゃ、安保先生、よろしく願いします。

【安保】 今後の在り方について、学習施設は使命を終えていて、体験交流事業もここでやる必要がない。将来検討していきましょうという内容で、何ら具体性というか、ビジョンがないんですけど、今までのちょっと役目を終えましたと。今後検討しますという。これで意見というか、将来方向性というのはこれでいいんでしょうかという。なかなかこの委員会で検討が難しいのであれば、この程度で、あとはすべて教育委員会にお任せするというふうな方向性ですよね。そういうことではないんですか。

【新川】 ここで出てきているのは、むしろ教育面だけではなくて、コミュニティセンターの見直しもありましたし、それ以外のこういう施設というものの在り方についても、むしろ関連性を持って今後の在り方を考えていきましょう、そういう趣旨で書かれているかと思います。ですから、学習施設単独で議論をしていきますと、もう既にいろんな機能が学校等に移ってきているという、そういうことも踏まえ

て今後の在り方というのを考え直さないといけない。ただし、じゃ、実際どうするのかというのが、この場で私どもがなかなか議論し切れないので、他のこれまでご議論もいただいたコミュニティセンターの部分も含めて、あわせて市民に利用していただく地域の施設の在り方としてどういうものが考えられるのか、どういう機能が今後必要なのか。中には子どもたちの居場所づくりのような事業、そういうものが部分的には始まっているところもありますので、そういう機能を生かしながら、それぞれの地域の特性、地区ごとの性質に合わせて考えていってはどうかというような、そういうご提案というふうに一応受けとめてはおります。

【安保】 わかりました。そしたら、もうちょっと今後の在り方、見直しの視点のところ
でそれを書かれて、今後の在り方のところでもう少しそれを、丸の3つ目になる
んですかね、もう少しその点を踏まえて書いていただいたほうが誤解がないんじ
ゃないかと。

【新川】 そうですね。と思います。このままですと、単にやめますと書いてあるだけ
のようなイメージになります。一番最後を読んでいただくと、必ずしもそうでは
ないということだと思いたすが。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 ここで、今、それじゃ、どういう使われ方をしているのかということで、自習
室と図書館になりますよね。これは施設として。それから、その次のところに書
いてある不登校児童・生徒の活動の場というのと、総合支援学校職業学科の新専門
教科、これは幾つかの施設でやっておられるようですが、そういう具体的な中身
が例外として書いてあって、一番最後のところを見ると、不登校児童、生徒の活
動の場などを含めどうするかというようなことが書いてあるんですけども、これ
はあれですか、すごく有効な仕事というふうに市としては考えていらっしゃるん
でしょうか。つまり、2億円くらいのお金をかけてやっているわけですね。自学
自習の場とか図書館とかいうのは置いておいたとして、次に書いてあるような幾
つかの事業みたいなことの評価といたしますか、今後ともそれはやり続けていく価

値があるのか。そういうことがちょっとありましたら聞かせてください。

【新川】 それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 いわゆる不登校児童・生徒の活動の場ということで、私どもふれあいの杜という形で呼んでおります。市内5箇所を設置しているうちの2箇所について、この楽只、改進の学習施設内に開設しているということで、全市的に不登校問題ということで、これは全国的な課題でもあるわけですがけれども、京都市でも同様に課題を抱えております。そういう中で、不登校対策の一環として、学校には行けないけれどもこういう活動の場で教科学習なり体験学習をやっているということについては、私どもとしては今後とも充実させていくという方向性で考えております。

また、養正学習施設に白河総合支援学校、いわゆる従前養護学校と呼んでいた高等部職業学科の生徒が、地域コミュニケーション能力を育成するという観点から、つい最近12月に入ってからなんですけども、地域清掃活動とかいうことを皮切りに、新たな教育活動を展開しております。私どもとしては、教育分野でのそういう活用というのを模索しつつ、全市的なトータルでの検討もしていかなければならないというふうに考えております。

【新川】 ありがとうございます。山本委員さん、よろしゅうございますか。

そのほか、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【山本】 この不登校児童の問題、その2つの業務については必ずしも学習センターでやらなければいけないということではないんですね。たまたまそういう場があると。それを有効に活用しようというところからの発想ですよ。

【新川】 事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 おっしゃいますように、必ず学習施設でないといけないかということではございません。他の教育機関、教育施設等も含めた検討の中で、現在はこういう形で、この場所でやらせていただいているということでございます。

【新川】 今のご質問に加えて、地域的な配置として、現在不登校事業、それから養護学校事業をやっておられるところの地域的な有利さのようなことはあるんでしょう

か。あるいは、全市的な配置の面で現在のこの施設活用というのが非常に効率的な位置にある、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。このあたり、いかがでしょうか。

【事務局】 特にふれあいの杜，全市5箇所というふうに申しました。できるだけ通学の負担のない交通至便なところという観点から設置しております。そういう中で、ただ、これはやはり地理的な偏りというものもできるだけ解消するという意味におきまして、例えば北区の楽只，伏見区の改進というのは北と南の拠点というふうにも位置付けております。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

特にこれ以上ご意見がないようございましたら、この学習施設の在り方につきまして、これまでの経過も踏まえて、従来の施設機能が一定役割を終えたということ、そして、それにかわって、むしろ全市的な観点からの必要性に応じた、しかし、地域での施設活用の方向を探っていく、また、他の施設とも合わせた地域でのコミュニティ維持的な機能を含めて、今後の市民ニーズに応じたこれら施設の在り方というのを考えて、また、その具体的な方向、検討の方法や方向性について、我々としては今後の在り方について提案をさせていただき、そんなような方向付けでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、この件につきましても、次回、もう一度、今日いただきましたご意見を踏まえまして、今後の学習施設の在り方について私どもなりのまとめをさせていただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、保健所分室についてご検討をいただければと思います。ご説明方をひとつよろしく願いをいたします。説明員の方の交代がございますので、しばらくお待ちいただければと思います。

【事務局】 それでは、保健所分室の在り方につきまして、その論点整理と方向性につきましてご説明させていただきます。

まず、1の意義と役割でございますけれども、保健室分室につきましては、昭和49年以降、保健師を配置、常駐いたしまして、その保健師による全戸訪問、

健康相談等に取り組み，旧同和地域の保健衛生及び生活環境の改善に大きな役割を果たしてきたというものでございます。

2の現状と課題でございますけども，一方で，いわゆる平成12年度からは介護保険制度が実施をされた。それと，かかりつけ医の普及とか，保健医療，福祉サービスの充実等，地域の保健衛生及び生活環境の向上が図られました。そういったことを背景といたしまして，平成14年度から分室担当保健師の常駐体制を見直しまして，原則として週2回午前に保健所保健師が保健所分室に出向き，小学校区域の住民を対象とした健康相談を実施する形態に改めております。

しかしながら，近年の相談実績を見ますと，1箇所1回当たりの平均延べ相談件数は2件未満で推移をしております。また，実相談人員も減少しておりまして，相談者が固定化すると，そういう傾向が伺われております。

一方，従来から保健所本体，分室じゃなくていわゆる保健所本体，これは市内11行政区に保健所11箇所，それと支所が3箇所ということで，14箇所あるわけでございますが，そこにおいても健康相談を実施しているほか，特に平成18年度からは高齢者に対する介護予防の取組などを中心に，いろいろな支援を行うため，地域包括支援センターが設置をされました。これは，平成20年12月現在，市内61箇所に設置をされております。そういったところで，保健所分室の相談者の大部分を占める高齢者の身近な相談窓口としてこの地域包括支援センターが定着してきているという現状がございます。

さらに，平成20年度からは国民健康保険，健康保険組合，共済組合といった，いわゆる医療保険者に，いわゆる生活習慣病予防改善を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。これは，最近よく言われているようにメタボリックシンドロームですね。内臓脂肪症候群，これに着目した健診ということで義務付けられました。そういったところから，保健所分室の相談内容の大部分を占める生活習慣病に係る保健指導が充実してきているという，そういう状況がございます。1箇所1回当たりの職員体制は，保健所保健師1人でございますけども，近年の相談実績等を考慮いたしますと，効率的で効果的な社会資源の活用及び市民の理解と共感という観点からは課題があるのではないかと

うふうに考えております。

3の見直しの視点でございますが、近年の相談実績は、地域の保健衛生及び生活環境を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、全市的な視点に立ち、社会的資源の効率的、効果的な活用を図る観点から、保健所分室における健康相談並びに施設の在り方を見直していくべきであるというふうに今考えております。

裏面でございますが、4の今後の事業や施設の在り方についてでございます。健康相談については、近年の相談実績等から、必ずしも保健室分室で実施する必要はないのではないかと考えております。保健所本体における健康相談や地域包括支援センターにおける相談等において対応していくべきであるというふうに考えております。

また、現在、市内には12の保健所分室がございますが、コミュニティセンターと合築されているものや単独整備されているものなど、整備形態が一律ではないため、各施設の活用についてはそれぞれの状況に応じて検討していくべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま保健所分室の現状、課題、今後の在り方についての方向性について事務局でのご整理をいただきました。委員の皆様方からそれぞれご質問、ご意見をいただいてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

細田委員、よろしく申し上げます。

【細田】 保健所の関係なんですけど、実は11月25日の京都市の市議会の中で、京都市の保健所分室はどうするんだということで、答弁の中で廃止の方向で検討していくというようなことが議会で言われたように新聞紙上で私も見ました。その回答からいけば、今正直言って、今この在り方を含めて検討している中で、もう京都市としては市議会の中でそういうことが言われることがどうかということが1つ、京都市の考え方をお聞かせ願いたいのが1つ。

あわせて、コミセンについても同じように、私どもは11月5日の日に、骨子をまとめたところでございまして、自立促進援助金制度の見直しとは違って答申

はしていないというのが現実だというふうに思いますが、ただ、これも11月20日の本会議の中で、市長の答弁の中では、来年度からコミセンを廃止するというような述べ方をされたというふうに、新聞紙上でございますが、そういうふうに私は見させていただいたというふうに思います。

少し保健所の件も含めてなんですけど、正直言って、この同和行政の終結後の在り方委員会というのは、すべてのことを打ち切りを前提に進めているのではなくて、同和行政のそういうものを今後どうするかというところに、ある程度私は、同和行政の終結があつたにしても、今後どうするかということを大きい意味でとらえていると思いますので、私はこのコミセンのところについてもあくまでも中間報告であつて、まだ最終報告はできていないというふうに思いますので、それについて少し京都市の対応について、私はちょっと不信に思っているところもございませう。

そういう意味で言えば、ここで後、保健所分室をどういうふうにしていくかということを使ったとしても、もうそういうふうに新聞紙上で言われたことに対して、少し私は、この委員会の在り方について京都市がどう思うように思われているのか、少しお聞きをしておきたいというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

少し市のほうの姿勢も含めてご意見をいただきましたが、まずは保健所のほうからよろしく願ひいたします。

【事務局】 保健所分室の在り方につきまして、新聞報道で廃止も含めて検討という記事が載つた経緯でございます。これにつきましては、市議会の委員会のほうで保健所分室の将来像、将来の在り方について質問がございまして、それにつきましては、現在この委員会でも議論をいただいておりますというふうに答弁をさせていただいたところでございます。ただ、その答弁に対しまして、第2質問がございまして、存続を前提に議論をしていただいているのかということも含めまして、それに対しましてはゼロベースで、必ずしも存続を前提ということではないと。廃止も含めてゼロベースで検討していただいているといった質疑、やりとりがあつたわけでございます。そのやりとりの部分、一部分、廃止も含めて検討と、そこだ

けがある意味クローズアップされて報道されたということでございまして、ゼロベースで一から議論をしていただいております。必ずしも存続あるいは廃止を前提ではないといった答弁があの新聞記事になったという経緯でございます。私どもといたしましては、今ご議論いただいております中身、これを踏まえて京都市として保健所分室の将来像を決めていきたいというふうに考えております次第でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

【事務局】 あと、このご審議をいただいて以降の見直しの進め方についてでございますけれども、確かに委員がおっしゃったように、自立促進援助金につきましては、中間報告をいただいて、それに基づいて市として判断、責任を持って施策を見直していくと、こういう経緯でございます。

それに対しまして、コミュニティセンターにつきましては、10月15日のこの会議の中で一定結論、おまとめをいただいたということを踏まえて今後見直しをしていきたいと。ただ、その見直しに当たりましては、当然施設の在り方、あるいはその組織、お金、運営等、これも大きく変わってまいります。役所では、通常こういった予算、人の配置というものにつきましては、次年度の見直しに向けて、いわばこの秋以降、いろいろ議論をしながら固めていくという、そういうような流れになってございまして、我々といたしましては、この総点検委員会のご議論を踏まえて、来年度どうあるべきかについて一定見直しの作業を進めておったということでございます。その方向性につきましては、11月20日の市会本会議の中で市長から市の方針を表明させていただいたということでございます。

それとまた、打ち切りありきの議論ではないかということでございますけれども、今回、幾つか課題として、テーマとして挙げさせていただいております項目につきまして、やはり市民的理解の得られるようなものにしていきたいと。抜本的に見直しを図っていくべきではないかというような議論の中でテーマとして挙げさせていただいております。ここでいただいたご議論、ご結論は、市民理解の得られる方向性、結論であろうというふうに考えておりますので、そういった方向性に基づいて見直すべきは見直し、今後は市民理解、共感の得られた施策としてしっかりとやっていくべきではないかと、そういうふうに考えております。決し

で見直し、打ち切りありきの議論ではないというふうに考えております。

【新川】 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ、細田委員。

【細田】 私が言うてるのは中間の、今まとめの段階であって、最終答申というのは3月の末に最終答申をこの委員会からさせていただくことであって、今、その中でいろいろな内容報告をされるのは結構でございますが、私はそういうものがすぐ新聞紙上に出れば、一般の方々が見れば、同じだと思っんですけど、この新聞記事しか今出ていないんですよ、11月26日の新聞記事しか。これを見れば、もう保健所分室は廃止なんやなど。それから、コミセンも廃止なんだなど、そういうふうに新聞紙上では、一般の方々なり、また同和に関わっているそのこの地区の方でもそういうふうに見られるわけなんです。少なくとも今日、私、資料の中で見させていただきますけど、コミセンについてはNPOのふれあい吉祥院ネットワークというところの意見書が出ているように、NPOのこれもきちんと私どもは、少なくとも方針の中で、ハード施設はこうあるべきだ、運営体制についてはこうあるべきだ、そして、今後の在り方についてもこうあるべきだということは答申の中で今中間まとめをしている段階であって、まだ最終まとめをしていないわけですから、それをもう新聞紙上で、これありきと言われること自身については、私自身委員の1人として、少しそこについては憤りを感じるころがありますので、そこについては本当に京都市として十分考えていただきたいというふうに思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

特に細田委員のご意見、当委員会としてはそのスタンスでこれまで動いてきておりますので、報道等である意味一面的に受け止められている側面というのは、これは多少はあろうかというふうに思っておりますが、私どもの議論をしっかりとご理解いただけるように、ここでの議論も更に深めていきたいと思ひますし、積極的にPR、新聞その他に対するPRもきちんとしていっていただきたいというふうに思っておりますので、事務局もあわせてよろしく願いをいたします。

そのほか、いかがでしょう。

はい、山本委員さん、よろしくお願いします。

【山本】 もともとメディアにいた人間でございますので、メディアの特性というのはあるわけですね。ですから、今回のことについても、僕も新聞を見てぎょっとしたんですよ。えっ、これは今我々がやっていることと全然違うじゃないかと。おそらく事務局としてはそんなつもりでおっしゃった、発言されたのではないが、いのように切り取って、いいようにと言ったら変な言い方ですが、切り取られる可能性は大いにあるということをもまず考えていただく必要がある。僕も今日言いましたように、市立浴場の在り方についてのところで、将来的な存続の可否も含めたというのをちょっと納得しかねると言ったのもそういうことで、こういう可否という表現があると、否のほうをとっちゃうんです。特に浴場問題なんていうのは非常に身近な問題ですから、こういう文言の使い方も含めて十分メディアについては慎重に対応していただくほうがいいと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。保健所分室につきましてもご意見をいただければと思いますが。

はい、どうぞ、中坊先生。

【中坊】 ここに書かれていますように、相談に来られる方が減っていった、それが固定化しているということが書かれていますけれども、固定化しておれば固定化しているだけ、その固定化している人にとっては、ある意味において保健所分室というのが必要だという考え方もあると思うんですね。だから、保健所分室そのものは廃止というようなことになったとしても、例えば巡回に回りますとか、やはり代替性を持ったものでなければ、単に保健所分室というものは整理されていくんだというような方向だけではいけないので、そういう少数者の方であったとしても、その方に対してどれだけの配慮をしているかということが私は重要な1つの視点ではないかというような気がしますので、そういう点も我々のこの委員会としては意見を述べておいたほうがいいんじゃないかというような気がします。

【新川】 ありがとうございます。

仕組みとしての問題と、それから個々に必要とされる方への対応という問題、

それを当委員会としてもきちんと区分けをして対応を考えるという方向について
今ご意見をいただきました。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 前に1回伺ったかもしれないんですが、この保健所分室というのはどれぐらい
の施設というか、設備が常設、常備されているんですか。

【新川】 事務局、お願いをいたします。

【事務局】 特にレントゲン設備があるとか、そういったものはございませんので、処置
室みたいなものがございまして、大体地域によって平米は違いますけども、平均
しますと100㎡ほどで、そこに診察するというような、そういった部屋がある
ということで、主に、まずは来られたら血圧を測る、いろいろな来られた方の健
康相談をするというようなことでございます。

【新川】 よろしゅうございますでしょうか。

【山本】 特に高価なものはないんですね。

【事務局】 そういったものはございません。

【新川】 そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この保健所分室につきましては、ただいま論点整理をいただきました
たこの方向性に従いまして、この保健所分室のこれまでの役割についてはその役
割を終えたということで、見直しをしていくという方向で次回まとめを考えさせ
ていただきたいと思います。あわせて、各委員からございましたように、今後の
配慮、また、当委員会としての結論のまとめ、最終の報告書までのまとめに向け
ての我々としての一定の今回の時点でのまとめという、そういう位置付けについ
ては改めて確認をさせていただくということで、次回、このまとめをさせていた
だくということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして、今日の3つ目の議事でございます。市民意識の向
上に向けた人権教育・啓発の在り方について、こちらについてご議論をいただき
たいというふうに思います。まずは、事務局のほうでこれも論点整理と方向性を
いただいておりますので、これにつきましてご説明をいただき、ご議論を進め

てまいりたいと思います。それでは、事務局、よろしく願いをいたします。

【事務局】 それでは、資料の5になりますが、市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について、論点整理と方向性についてご説明させていただきます。

まず、意義と役割でございますが、本市におきましては同和問題の解決を市政の最重要課題の1つに位置付けまして、その中で市民啓発にも積極的に取り組んでまいりました。その結果、前回ご紹介いたしました市民意識調査にもありましたとおり、同和問題に対する市民の理解が深まり、差別意識の解消に着実な成果を上げてきたものと考えております。

また、同和問題に関する啓発に集中的に取り組む中で、現在の人権文化推進会議の前身であります同和対策推進会議を設置し、全庁が横断的に啓発に取り組む体制の構築など、人権教育・啓発についての条件整備が進んでまいりました。

一方で、コミュニティセンターにおいて実施してまいりました交流事業や資料を展示しての啓発は、人権問題の啓発の一翼を担いますとともに、市民の人権問題の啓発に向けて自主的な活動につながっているものというふうに考えております。現在はこれらの成果を引き継いで策定いたしました京都市人権文化推進計画に基づきまして、人権教育・啓発の取組を積極的に推進しており、市民の人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の理念の普及に大きな役割を果たしてきたと考えています。

次に、2の現状と課題でございます。現状ですけれども、同和問題に係る市民の理解が着実に深まってきてはおりますが、一方では戸籍の不正取得が行われたり、インターネットの掲示板への悪質な書き込みが行われるなど、深刻な人権侵害につながるおそれがある行為が見受けられ、いまだなお差別が許されない社会が構築されているとは言えない状況でございます。

また、これまでの人権教育・啓発の取組の進展や、市民の皆様が一体となりました人権問題の解決に向けた取組に対する支援などによりまして、人権問題についての市民の皆様の気付き、考える意識は高まってきているものの、こうした意識の高まりが、まだ市民の皆様の日常的な行動には十分には結びついていないということが伺えるところでございます。

さらに、コミュニティセンターで実施しております交流事業は、同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい知識と理解を深めることに寄与してきましたが、事業が固定化し、広がりが見受けられないものもあるということを先にもご議論いただいておりますけれども、事業の在り方を見直す必要があると考えております。

また、2箇所のコミュニティセンター資料展示施設につきましては、来館者が逡減傾向にありまして、旧同和地域の歴史や生活、更にはまちづくりを広く市民の皆様にご覧いただくという目的を十分には果たせていない現状だというふうにご検討しております。

これらのことから、人権教育・啓発の取組について、いま一度その在り方を検証する必要があるというふうにご検討しているところでございます。

それでは、次のページに移らせていただきます。

3の見直しの視点でございます。同和問題をはじめとする人権教育・啓発は、人の心の在り方に関わるものでもございますので、粘り強く継続する必要があることは言うまでもございませんが、他の事業にもまして漫然と継続するのではなく、より効果的な在り方について常に検証し、必要な見直しを行うべきものと考えております。その際には、先ほども申し上げましたが、本市のこれまでの同和問題に対する取組によって培ってまいりました蓄積を広く他の人権問題に関する教育・啓発の取組に十分生かしていくことが人権問題全般についての人権尊重の考え方の涵養につながり、ひいては同和問題の解決にも寄与するのではないかと考えております。

また、より効果的な人権教育・啓発のための行政内部の推進体制につきましても改めて検証する必要があるのではないかとご検討しております。

さらに、事業の実施に当たりましては、市民との協働による取組をすることによりまして、市民の皆様の自主的な行動に結びつけていくという視点が重要であるというふうにご検討しております。

一方で、人権侵害を受けられた市民の皆様に対する取組でございますけれども、インターネット上の掲示板への悪質な書き込みなど、多様化、また陰湿化してま

いりました人権問題に対しましても適切な相談，早急な救済を図るための取組の一層の充実があわせて必要であるというふうに考えております。

最後に，4として，今後の課題についてでございますけれども，1点目に，まず，市民との協働による推進ということでもとめております。市民一人一人が人権問題に対して気付き，考え，そして自主的に行動していただけるよう，市民との協働により取組を進めることが重要であるというふうに考えておりますし，また，市民の人権問題に対する理解や認識が深まりつつあるということから，今後の啓発事業につきましては市民の皆様の自主的な行動を支援する取組にその重点を移す必要があるというふうに考えております。

あわせまして，コミュニティセンターにおいて実施いたしております交流事業につきましては，これまでの成果を踏まえつつ，より広い範囲で市民が参画することができ，そのことにより人と人との交流がより促進できるものにつきましては，市民に身近な行政機関であり，地域の様々な団体との協働が可能な区役所・支所での取組に再編するべきではないかと考えております。なお，その際にはこれまでの取組により生まれつつある地域の自主的な取組を支援し，次のステップを目指すための配慮も行うべきであるというふうに考えております。

2点目は，行政の果たすべき役割でございます。申し上げるまでもなく，差別ということが許されない社会の構築に向けての同和問題をはじめとする人権問題に係る人権教育・啓発をするに当たっての行政の果たすべき役割というのは依然として重要でございます。とりわけ市民の人権尊重の意識を市民自らの行動，自主的な行動につなげていただくためには，市民に身近な行政機関である区役所・支所の果たすべき役割というものと，全市的に取り組むべき事項に対する行政内部における役割分担を検証することによりまして，全庁的な人権教育・啓発の推進体制を改めて確立する必要があるものと考えております。

また，コミュニティセンターの資料展示施設につきましては，今後とも市民が同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発に活用できる施設として，また，市民と連携した事業の実施や，市民の自主的な啓発活動に利用していただくなど，人権教育・啓発の貴重な社会資源として積極的に活用すべきであると考えており

ます。

最後に、人権侵害に対する相談と救済でございますが、人権侵害に対する相談と救済についての全庁的な連携組織といたしまして、平成19年8月に京都市人権相談・救済ネットワークを設置したところでございますが、ネットワークの機能を最大限に生かしまして、人権侵害に迅速かつ適切に対応し、救済につなげるための取組を進める必要があるというふうに考えております。

また、市民の方が人権侵害を受けられた際に相談することができる、行政などが実施している相談・救済の一層の周知を図ることはもとより、更に関係部局や国の機関、他都市などとの連携も今後一層強化する必要があるというふうに考えております。

以上、市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方についてのご説明とさせていただきます。

【新川】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局のほうから論点整理をいただきました人権教育・啓発の在り方について、委員の皆様方からご意見を頂戴してまいりたいと思います。ご質問もあわせてお願いできればと思います。いかがでございましょうか。

それじゃ、細田委員からよろしく申し上げます。

【細田】 現状と課題のところ、インターネット上の掲示板の悪質な書き込みと書かれてあるんですけど、これは大体従来と比べてどうなのかということと、もう一つは、私は島根県の田舎でございますので、そうあまりこの同和行政、同和ということにあまり意識はなかったもので、京都の場合、特に同和差別を含めて最初からかなりの同和行政に対する考え方があると思うんですけど、その辺が他のところと比べてどうかということと、悪質なそういう書き込み等々がどうかということがあったらちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

【新川】 それでは、事務局、よろしく願いいたします。

【事務局】 インターネット上の悪質な書き込みに対しましては、全国の人権同和行政促進の都市が集まっておりまして、そこで一定どのような対応をするかというものを定めております。それに基づきまして、こういう取組をする必要があるんじゃない

ないかということがありました場合については、プロバイダーにも削除のほうを依頼するというような取組を進めておるような状況でございます。

インターネット上での書き込みにつきましては、今までに様々な都市でいろんな問題が出ていると思うんですけども、今、新しくグーグルのほうで地図、住宅の道路の状況などを画像で見るといようなことができるような新しい機能がインターネット上でも広がっておりますけども、そういうことにつきましても様々な人権問題につながる可能性があるんじゃないかということで心配がされておるという状況でございます。さらに、ネット社会が進むにつれて、それを活用した問題というのが広まってきているのではないかというふうに考えております。

【新川】 かえって問題は深刻化をしているということ。

【事務局】 深刻化、それもより広がりを持っているということがあります。

【新川】 もう1点ご質問がありましたが、京都の特徴のようなことがございました。

【細田】 他府県との何か差異というのは結構あるんですか。

【事務局】 そこを、他府県と京都が特に違うというところまでは私ども分析できておりませんが。

【新川】 はい、細田委員さん、じゃ、続けて。

【細田】 1つは、やっぱり私は戸籍等の不正取得というのが新聞紙上で出て、今裁判沙汰やいろいろやっているわけですけど、やっぱりまだそういう同和地区に対する、インターネットの書き込みもそうなんですけど、そういうものが結構まだ多いような感じをしまして、ただ、そのことがやっぱり同和地区に現在住んでいる方々の不安であり、いろんなところへ出てきているんじゃないかなと思っています。

その中で、今後の在り方、見直しの視点でもそうなんですけど、今後の在り方のところで4.のところから、市民の自主的な行動を促し、支援する方向へのシフトをしていくべきだ。これは、それはそれでいいと思いますが、あわせてコミセンについては充実したところを書いてあるわけですけども、たしか先ほど出ました京都市人権文化推進計画の中で、やっぱり人権文化の息づくまちづくりをするための市民の交流としてのコミュニティセンターが活動の拠点としてあるという

ことでありまして、今ここに書かれていることは、人と人との交流が促進できるものについては市民に身近な行政機関であり、地域の様々な団体との協働が可能な区役所・支所での取組に再編するべきだというふうに書いてあるんですけど、本当にこんな方向でいいのかどうかというのは、私は少し不安が残るんです。先ほどの不正取得や、また書き込み等々でやっぱりものすごく悩んでおられるところを、どうぞ区役所に行ってください、支所に行ってくださいということで本当にいいのかと。特に京都の場合は同和を、先ほど言いましたように私は田舎で育ったので、あまり同和ということについて知識もありませんし、そこまで大きなことは言えませんが、やはり悩んでおられるところで、今すぐ廃止じゃなくて、やはり少しの時間が、ある程度の時間をかけてどうやるべきかということ、やっぱり京都市のところで十分、委員会なり何がいいかわかりませんが、そういうものを設置する中である程度の方向性を出していくということであって、私はこの文章の中にあくまでも再編していくということが本当にいいのかどうかということについては少し疑問を感じるところでございます。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、リム副委員長、お願いいたします。

【リム】 この問題につきまして、私は学識経験者とかいう、そういう専門家の立場ではなくて、差別される側の人という立場から非常にばかな発言をさせていただきますけど、この話になってくるといきなり暗くなりますね。私は第1回目のこの委員会のときの中坊先生の発言が本当に印象的に残っているんですけど、社会は冷たい、世間は厳しい。中々なくならない。最近、インターネットなんかでますます悪質化していっていることも事実。ただし、私は、例えばこういうある集団であって、おそらく50年前はその中に朝鮮人がいるとか、部落の人がいるとか言ったら、おそらく9割ぐらいの人は偏見の目で見て、1割ぐらいの人は何言っているんだと言ったと思う。でも、確実に今はそうでなくなっていっていると思うんですね。それが50%なのかどうかわかりません。だけど、差別する人もなくならない。私は永遠になくならないと思いますし、私のような大学に勤めていても、大学の先生と言われるような人であっても、僕が生意気なことを言うと、陰

で「あのやろう，朝鮮人のくせに」とか言う，それも実態としてあるわけです。それを根絶することをずっと追求していくのか。私は人間というのは悲しいかな，人との差別意識でもって生きているようなところも本質，本能があるので，それよりもつくづくこの10年間思ったのは，ニューヨークのハーレムというところに調査に行っていて。やはり一方で人権は大事だとか，差別はいけない。法律できちっとそれは規定したり，行き過ぎたことは罰するということは必要ですけど，それだけでは人の心は変わらない。むしろハーレムに，黒人文化に心を動かしていく人たちはジャズですよ。ジャズでいろんな人を魅了していくと。

それから，身近な例で言いますと，ここまで変わるかなと思ったのは，新宿大久保というところ，私はここ10年ぐらいコリアタウンを調査していますが，はっきり違うのは韓流ドラマ，韓流ブームで劇的に変わりましたね，朝鮮人に対する認識が。劇的に変わりました。だから，これは行政がやれる守備範囲のところと，もっと文化的に交流を深めてくるというのは，ですから，むしろ私は行政が本当にこのことを何とかしようと思うのであれば，例えば，ここにいらっしゃる山本先生のような優秀なプロデューサーをスカウトしてきて何か仕掛けてもらうべきだと私は思いますね。韓流ブームに匹敵するぐらいのこの問題に関する文化交流を仕掛けるとか。そういうことがない限り，眉間にしわを寄せて，これは深刻だ，深刻だと言っているけども，誰も近づいてこようとしない。

それから，もう1つ，これは数年前，ドイツのベルリンに調査に行ってみると目当たりしてみるとなるほどと思ったんですけど，こういう人権啓発は特に大人に対してやらなきゃいけない。子どもの間はお互い差別意識はないんですよ。でも，ある日突然何か違和感が出てきて，友達が近づかなくなってきた，ずっとその後交流がなくなっていくというところに差別が。つまりそれは大人が子どもに教えるわけです。例えば，ドイツの場合は，ベルリンの場合は，歴史認識問題でしたけど，社会的に大人になってそういう問題を勉強したり，研修するのを政府で保障しているんですね。その間はちゃんと有休でそういう研修が受けられると。そういう仕組みも必要だと思います。市バスの中に人権は大事ですとか，差別はいけません，そんなことを何万回繰り返して言ったって何の効果もない。もっと実

行力のある仕掛け，そういうプロデューサーの方を探したり，養成したりすべきだということが必要だと思います。

【新川】 ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

安保先生，すみません，とばしてしまいまして。よろしくお願いします。

【安保】 最後の人権侵害に対する相談と救済の推進というところで，平成19年8月から京都市人権相談・救済ネットワークというのがされているということなんですが，私，恥ずかしながら知らなかったんですけど，どういう取組をされているのか，教えていただけませんかでしょうか。

【新川】 それでは，事務局，よろしくお願いします。

【事務局】 すみません。あまり市民の方々に大きくPRはしておりません。庁内のネットワークということで，京都市の人権課題を抱える所管課，それと，出先に高齢者の問題の相談機関，すこやかセンターですとか，そういう相談センターもございますので，そういったところも含めて連携をより強めるためのネットワークをつくって，それぞれ相談を實際される方の研修を行ってスキルアップをするとか。それと，昨年度，これは市民の方々の目にも触れているとは思いますが，人権相談マップということで，高齢者の虐待の問題でしたらこの相談機関に行ってくださいということで地図を載せたようなパンフレットをつくって，各区役所，あるいは相談機関の窓口等には置かせていただいて，それぞれ専門の相談機関の連携をより強めていこうと。1つのところでなかなかすべての問題が解決するというわけではないので，そういったことを今考えております。京都府のほうにもそういったものが，ネットワークが庁内にありまして，そういったところとの連携，あるいは地方法務局との連携，こういったことも今やっているところでございます。

【新川】 よろしいですか。安保先生，どうぞ。

【安保】 高齢者の虐待とか，児童虐待とか，それは根拠法があるので，それなりに取組ができるんですが，こういう相談を受けて調査をして，どういうふうの実効性ある是正をしていくかというのは，根拠法がないと難しいんですね。ですので，相談に適切に対応し，救済につなげるための取組ということについても，政府のほ

うでは人権擁護法案が止まったままなんですけれども、そういうちょっと難しい問題があるので、これ、このまま書かれたら全く実効性のない文言になってしまいますので、本当にその相談をして、調査に取り組んで、いわゆる差別問題というのはちゃんと調査をしないと実効性ある改善はできないわけなので、そういうことについて本当に取り組まれる気持ちがあって書かれているのか、今までどおり相談には乗るけれども、調査をしてもきちんとした調査ができない、そのままに終わって、相談に乗るだけで終わってしまうのかということを明確に、これはやっぱり書くべき問題だというふうに、安易に書く問題ではないというふうに思います。

それから、資料の展示施設についても、この間、ツラッティ千本を見学させていただいて、ああいう施設があることも私も知らなくて、本当に展示を見せていただいてよかったと思うんですが、あの展示施設の入り口ですね。外部からは絶対ああいうところにあんな施設があるというのはわからないという、それですので、もう少し積極的に活用していくべきであるというのであれば、ただ、今の入り口からしたら、積極的に活用していこうという姿勢が見られませんよね、市民が入れない。ですので、そういう面も含めて、もうちょっと具体的に書いていただきたいなというふうに。

【新川】 ありがとうございます。

いかがでございますでしょうか。関連した点でも。

はい、どうぞ、中坊委員、お願いします。

【中坊】 人権啓発とかいう、人権という言葉にむしろ上滑りというか、普遍化し過ぎてしまって抽象的なことになり過ぎてしまっておる。もっと本当に人権の問題にまで、今で言えば、この不況の中の派遣社員の問題と、いろんなことがあるわけですから、要するにそういう具体的なこととして考えられるべき点、それを人権とさえ言えば何でも通用するかのようになっていく傾向自体が、やっぱり問題であって、こういう問題はすべて現場にあるわけですから、現場に即したその場その場でいかにするかということこそが、この人権啓発の基本問題じゃないかと思うんですね。だから、それをむしろ人権、人権と言うことによって、かえって上滑

りをして形だけのものになるのではないかという危険性がむしろあるのではないか。そういう点にもう一度我々は注意しなければならないんじゃないか、こういうような気がいたします。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、山本委員、よろしく申し上げます。

【山本】 リム先生が言われたんですけども、僕もこの委員会でいろいろ議論をさせていただきました。抜きがたく僕が思うのは、同和問題あるいは差別意識、これは絶対あります。存続する。だから、同和行政終結後のというタイトルでいろいろ議論はしているんですが、差別意識というのは、日本人の中に抜きがたくある。これは、様相はどんどん変わってきているんですね。本当に言葉狩りみたいな状況のところから、今は本当にネットといいますか、書き込み、そういうところに潜り込んでいたり、いろいろあるんですが、基本的な認識として、いろいろこの、特に僕が言いたかったのは、意義と役割のところの丸の1ですね。同和問題解決を市政の重要課題の1つに位置付けて様々な努力はしてきたと思うんですね。今後とも努力はし続けなければいけないんですが、その根底の認識のところ、差別というのは抜きがたく存続しているんだということをやっぱり丸の1のところを書くべきだと思うんです。努力はしてきているし、今後努力すると。その前提として差別意識ですね、人間の意識としての差別意識というものがあると。間違いなくあるんだと。これは、この件については解決されていないということ、僕は明記していいんじゃないかというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

それでは、大分時間も押してまいりましたので、この人権教育・啓発の在り方につきましては、以上にさせていただきます。ただいまたくさんのご意見をいただきました。むしろ差別の問題、大もとのところから解決できていないということ、しかも根本的な解決が難しいということ、そして、実際には個々具体的個別の問題に対応できるような、そういう人権問題という言い方自体正すべきという

ふうなご指摘もありましたが、そういう対応の仕方というのをきちんと考えていけないといけない。少なくとも啓発ということと、それから相談や権利の救済ということ、これをきちんと分けて議論をしないといけないですし、そのための具体的な方策を出していくべきである。こういうお話をいただきました。そして、従来のもののままでやっているということについても疑問を呈していただきました。このあたりを踏まえまして、次回、私どもなりのまとめをさせていただければというふうに思います。当委員会、行政の在り方ということでこれまでの総点検とこれからの行政の在り方を考えていくということですので、個別具体的なこういう相談をなさいますというところまで実質入れるかどうかは、ちょっと私も自信はありませんが、極力今日のご意見も踏まえまして取りまとめをさせていただくということによろしゅうございますでしょうか。恐縮ですが、次回、改めてご審議をいただければというふうに思います。

それでは、少し予定の時間、押しておりますけれども、3、その他ということでは委員の皆様方から何かございましたらお願いいたしたいと思っております。

特にないようでしたら、私のほうから少しご提案を1点だけさせていただきたいと思っております。それは、これまで何度か委員の皆様方からもお話がございました、当事者の方々、また様々な市民のご意見というのを当委員会として聞く機会を持ってはどうかということでもございました。これまで私ども自身、14回にわたる議論をしてきました。そして、それを踏まえて先ほど委員の皆様方からもご意見がございましたように、最終的な私どもの報告に向けた議論が必要な段階に来たかなというふうに思っております。もちろん当委員会の使命は、同和行政終結後の行政の在り方について総点検という観点から検討をということで、京都市長から検討項目を提示をいただいているということがあります。したがって、この最終報告に当たりまして、今後の行政の在り方について改めて議論をする必要がある、こんなふうにも考えております。

そこで、こうした議論、最終我々がまとめてまいりますためにも、これまでの地域の実情とか、あるいはそれぞれの項目について関係団体はじめいろんな皆様方からご意見をいただいていたところではあります。また、第2回にはプレゼン

テーションもいただき、お話をお伺いする機会をいただきました。それを踏まえて、これまで十数回にわたる議論をしてきたわけでありますけれども、もう一方では、最終の報告に向けて、今後の行政の在り方について取りまとめをしていく際に、改めてやはり市民の皆様方、また、関係団体のご意見を伺う必要があるのではないか。そういう機会をぜひ設けたいというふうに考えております。その際、熱心にこの我々の総点検委員会を傍聴をしてくださいました方々にもご発言の機会をさしあげられればというふうにも考えております。より多くの幅広いご意見もいただければという、そういう気持ちからでございます。そうした機会をぜひ設けたいというふうに思っております。

なお、時期といたしましては、次回、一応私どもなりの諮問をいただきました各項目についての一定、我々なりのそれぞれの取りまとめが出揃うということもございまして、次回の総点検委員会を終えた後、そうした市民の皆様方のご意見をいただく機会、関係団体の方々と、それから傍聴においでの皆様方のご意見をいただく機会というものを設けたいというふうに思っております。時期的には1月の下旬か2月の中旬あたりになるかというふうに思っておりますが、こういうご意見をお伺いする機会というのを一度設けて、委員の皆様方にはご意見あるかとは思いますが、ぜひそういう機会をつくりたいというふうに思っておりますが、この点につきまして、もし各委員から何かご意見ございましたらいただければと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

特にご意見なければ、委員長判断でよろしいということで進めさせていただきたいということでもよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

それでは、ご意見を伺う機会の形式、詳細な点については事務局とご相談をさせていただき、どうしても時間や場所の限りもございまして、具体的な進め方については次回、改めてこの総点検委員会で私の進め方、考え方についてご披露をさせていただき、委員の皆様方のご了解を賜ればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。本日は、たくさんの項目につきまして、時間も若干オーバーしてご熱心に審議いただきまして、誠にありがとうございます。

崇仁地区の環境改善につきましては、本日大きな方向性としては一定おまとめをいただいたということですので、ありがとうございました。文言等については委員長のおっしゃっていただきましたとおり、事務局のほうで委員長と最終ちょっと調整をさせていただきたいと思います。その他の方向につきまして、今日たくさんいただきましたご意見を踏まえまして、また委員長とともに次回の審議の資料を再度作り直したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、いつものとおりでございますが、前回の委員会で傍聴いただいた方からの御意見、それから、前回の委員会からこの委員会までにいただきました様々なご意見につきまして、各委員の皆様方には既にお配りしておりましたところでございますが、この会議資料としても改めて添付をさせていただきましたので報告をさせていただきます。

それから、今後の進め方、時期の問題でございますけれども、当初、1月、2月、3月に各1回ずつというような想定をしてございましたが、委員長のただいまのご提言を踏まえまして、1月と2月に予定していた委員会の間にもう1回別途会議を挟ませていただく方向で調整をさせていただきたいと思います。詳細、日程等を含めましてこの後できるだけ早目に詰めさせていただきますので、またご報告、ご相談させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【新川】 今後の進め方についてはよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、特に委員の皆様方からなければ、本日は以上にいたしたいと思いません。どうも長い時間、30分近くオーバーしてしまいました。どうもありがとうございました。以上をもちまして、第11回の総点検委員会を終了とさせていただきます。どうも長い時間、ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

了